

奈良県告示第五百二十号

昭和四十七年三月奈良県告示第六百二十五号（奈良県病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定）は、平成二十八年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾